

※28年4月(3月申請分)から変更になります  
申請から許可指令書の交付まで

	農地の 所有権移転・貸借	農地の転用		農業経営基盤強化 促進法による
		市街化調整区域	市街化区域	所有権移転・貸借
	農地法第3条 許可申請	農地法第4条・5条 許可申請	農地法第4条・5条 届出	
申請受付締切日	変更前 毎月 26 日 変更後 毎月 25 日	変更前 毎月 20 日 変更後 毎月 25 日	随時受付	毎月 20 日
現地調査	随時実施	翌月1日頃	随時実施	随時実施
総 会	翌月10日頃	翌月10日頃	翌月10日頃 (報 告)	翌月10日頃
県農業会議へ 諮問		変更前 翌月18日頃 変更後 翌月28日頃		
許可指令書交付	翌月中旬頃	変更前 翌月25日頃 変更後 翌々月初旬頃	受理通知書交付 随時交付	※許可指令書の交 付はありません。 ※公告日をもって許 可日とします。
標準処理期間 (申請受理から 許可まで)	28日以内	40日以内		

競(公)売買受適格証明書の申請・受付について

	農地法第3条	農地法第5条		備 考
		市街化調整区域	市街化区域	
申請受付締切日 ～証明書交付	農地法第3条 許可申請と同じ	農地法第5条 許可申請と同じ	農地法第5条届出 と同じ	

(注)上記日程は、土曜・日曜・祝祭日等により変更となる場合があります。また、受付締切以外でも随時相談に応じますので、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

平川市農業委員会 (44-1111 内線 2152・2153)